

# 民生委員・児童委員

地域の身近な  
相談相手

# 主任児童委員



お困りのときは、ご相談ください。

相談を受けて、「支援先」につなぐ“パイプ役”です！

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する区域で、地域の身近な相談相手として、介護や子育てなど福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービスなどの情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」として、活動しています。

高齢者や障害のある方に関すること



ひとり暮らしの不安、介護サービスなどの相談・情報提供

子育てに関すること



子育ての悩みの相談や虐待防止の啓発

生活に関すること



生活困窮や就労支援の相談など

わたしは、あなたのまちの

民生委員・児童委員

氏名

主任児童委員

です

連絡先



# 秘密は守ります!お気軽にご相談ください

**Q** 困っていることと言っても…。  
例えばどんなこと?

**A** 「親の介護、何から始めればいいのか分からない」、「子育てが不安」、「ひとり暮らしで不安」など、生活の中での悩みごとをお気軽にご相談ください。  
(※「買い物のお手伝いやごみ出し、病院への送り迎え」などの直接的な支援は、出来かねます。ご了承ください。)

**Q** 個人情報が出ないか心配。  
秘密は守ってもらえるの?

**A** 法律で守秘義務が定められています。相談内容は、他の人に話しませんので、安心してご相談ください。  
(※支援が必要と思われる際、ご同意をいただいた上で、関係機関等に情報をお伝えする場合があります。)

**Q** ご近所に心配な人がいる。  
誰に相談すればよいか  
分からないのだけど…。

**A** 例えば、「お隣の家の郵便受けに新聞がたまっている」など、日常で気がついたことがありましたら、地区の担当民生委員にお知らせください。ご様子を確認し、状況に応じて、支援機関へつなぎます。

**Q** 自分の地区の民生委員  
(主任児童委員)は、だれ?  
どこに聞けばいいの?

**A** 事務局である『泉区役所福祉保健課』にご連絡ください。担当民生委員と連絡先をお伝えします。(TEL:800-2401)  
または、自治会町内会にお尋ねください。

## 民生委員・児童委員とは

- 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で、任期は3年です。
- 全ての民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねているため「民生委員・児童委員」といいます。
- 泉区では、163人(平成28年3月1日現在)の民生委員・児童委員が活動しています。



## 主任児童委員とは

- 主任児童委員は、子どもや子育てなど児童に関することを専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 相談内容に応じて、その区域を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、相談支援を行っています。
- 泉区では、24人(平成28年3月1日現在)の主任児童委員が活動しています。

